

日本農林規格の見直しについて

「有機農産物」

「有機加工食品」

「有機飼料」

「有機畜産物」



17消安第11750号
平成18年2月17日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭



日本農林規格の改正について（諮問）

下記の日本農林規格を改正する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

日本農林規格の改正

- (1) 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- (2) 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- (3) 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- (4) 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成18年8月24日

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第9条の規定に基づき、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)について、良質な製品を提供する観点及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点から、所要の見直しを行う。

2 内容

有機農産物の日本農林規格について、

- (1) きのこと類の生産基準を追加する
- (2) 使用可能な肥料や土壌改良資材には、組換え DNA 技術によって生産された原材料を用いたものが含まれないことを明確化する
- (3) 別表に掲げられている資材について、コーデックスガイドラインとの整合化を図る

等の改正を行う。

有機農産物について

1 規格の位置づけ

有機農産物は、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本としており、通常の農産物と比較して栽培方法に特色があると認められるところから、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

国内の農産物生産量と格付数量（平成16年度）

区分	農産物生産量	格付数量（国内）	有機の割合
野菜	16,179,000 t	29,674 t	0.18%
果樹	3,457,000 t	2,029 t	0.06%
米	8,730,000 t	10,400 t	0.12%
麦	1,059,000 t	732 t	0.07%
大豆	163,000 t	639 t	0.39%
緑茶（荒茶）	100,700 t	1,664 t	1.65%
その他の農産物	164,000 t	2,290 t	1.40%
合計	29,852,700 t	47,428 t	0.16%

注：農産物生産量は平成16年度食料需給表（概算値）

緑茶（荒茶）の総生産量は農林水産省統計部の公表値

有機農産物の日本農林規格の改正概要

1 有機農産物の生産の原則の改正（第2条）

土壌の性質に由来する農地の生産力により栽培された農産物に加え、農林産物に由来する生産力により栽培されたきのこ類も、有機農産物の規格として含めるため、「（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。）」を追記する。

2 生産の方法についての基準の改正（第4条）（改正部分抜粋）

(1) ほ場又は採取場

改正案	現 行
<p>1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子、<u>苗等又は種菌</u>の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>(2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であつて、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子、<u>苗等又は種菌</u>の項、ほ場における肥培管理の項、<u>ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項</u>の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>	<p>1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場には種する種子<u>又は植え付ける苗等</u>の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>(2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であつて、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場には種する種子<u>又は植え付ける苗等</u>の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>

(2) ほ場に使用する種子、苗等又は種菌

改正案	現 行
<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する<u>種子、苗等</u>（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）<u>又は種菌</u>であること。</p> <p>2 1の<u>種子、苗等又は種菌</u>の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの<u>種子、苗等又は種菌</u>の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な<u>苗等又は天然物質若しくは化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌</u>を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p> <p>3 1及び2に掲げる<u>種子、苗等又は種菌</u>は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p>	<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する<u>種子又は苗等</u>（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>2 1の<u>種子又は苗等</u>の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの<u>種子又は苗等</u>の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な<u>苗等</u>を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p> <p>3 1及び2に掲げる<u>種子又は苗等</u>は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p>

(3) ほ場における肥培管理

改正案	現 行
<p>1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及び当該資材の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないもの）に限る。以下同じ。）に限り使</p>	<p>当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの）に限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>

用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、きのこ類の生産に用いる資材にあつては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。ただし、たい肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。

[新設]

(1) 樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。

(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。

ア 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたもの）

イ 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたもの）

ウ 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたもの）

エ 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの

(3) (2)アに掲げる基準に従ってきのこ類を生産する過程で産出される廃ほだ等については、これらを再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。

- ・ 使用可能な肥料や土壌改良資材には、組換え DNA 技術によって生産された原材料を用いたものが含まれないことを明確化する。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、きのご類の生産に用いる資材は、有機農産物等の日本農林規格に定める生産の方法で生産されていればよいものとし、必ずしも有機 JAS マークが貼付されていることまでは求めない。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、堆肥栽培きのごについては、①の資材の入手が困難な場合、従来から使用可能な別表 1 の肥料及び土壌改良材に限り使用可能とする。

(4) 一般管理

改正案	現 行
土壌、 <u>植物又はきのご類</u> に使用禁止資材を施さないこと。	土壌又は <u>植物</u> に使用禁止資材を施さないこと。

- ・ パブリックコメントを踏まえ、一般管理の項の「植物」をきのご類も対象であることを明確化するため、「植物又はきのご類」とする。

(5) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

改正案	現 行
<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場に<u>使用</u>する種子、<u>苗等又は種菌</u>の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）別表2の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>3 放射線照射を行わないこと。</p> <p>4 この表ほ場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産</p>	<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場には種する種子又は<u>植え付ける</u>苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）別表2の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>3 放射線照射を行わないこと。</p> <p>4 この表ほ場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産</p>

された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。	された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。
---	---

3 第5条の改正

改正案	現 行
(前略) 3 <u>第1項</u> の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、 <u>同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。</u>	(前略) 3 1の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、 <u>1の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。</u>

- ・ 書きぶりを整理する。

4 別表1の改正

(肥料及び土壌改良資材 (基準) : 改正部分抜粋)

改正案	現 行
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材
<u>炭酸カルシウム (天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの (苦土炭酸カルシウムを含む。) であること。)</u>	<u>炭酸カルシウム肥料 (天然鉱石を粉砕したものの (苦土炭酸カルシウムを含む。) であること。)</u>
[削る。]	<u>貝化石肥料 (化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。)</u>
<u>硫酸加里 (天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。)</u>	<u>硫酸加里 (天然鉱石を水洗精製したものであること。)</u>
<u>硫酸苦土 (天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。)</u>	<u>硫酸苦土肥料 (にがりを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。)</u>
水酸化苦土 (天然鉱石を粉砕したものであること。)	水酸化苦土肥料 (天然鉱石を粉砕したものであること。)
<u>岩石を粉砕したもの (天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。)</u>	[新設]
よう成りん肥 (天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであり、 <u>カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中</u>	よう成りん肥 (天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。)

90mg以下であるものであること。)	
塩化ナトリウム (<u>海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</u>)	塩化ナトリウム (<u>海水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</u>)
<u>食酢</u>	[新設]
<u>乳酸 (植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場 合に限ること。)</u>	[新設]
<u>製糖産業の副産物</u>	[新設]
<u>肥料の造粒材及び固結防止材 (天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によつては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンに限り使用することができる。)</u>	[新設]
その他の肥料及び土壌改良資材 (植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物 (生物を含む。) 及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物 (生物を含む。) であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの (燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。) であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。)	その他の肥料及び土壌改良資材 (植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物 (生物を含む。) 及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物 (生物を含む。) であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの (燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに <u>天然物質</u> から化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。) であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。)

- ・ コーデックスガイドラインとの整合化を図るとともに、岩石を粉砕したもの、食酢、乳酸、リグニン、製糖産業の副産物を追加する。
- ・ 硫酸苦土肥料及び水酸化苦土肥料については、炭酸カルシウムとの整合性をとり、同様に肥料の文言を削除。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、硫酸加里、硫酸苦土肥料、塩化ナトリウム、食酢、乳酸の使用基準を見直す。

5 別表2の改正

(農薬(基準):改正部分抜粋)

改正案	現行
(前略) 脂肪酸グリセリド乳剤	脂肪酸グリセリド剤
(中略)	(中略)
天敵等生物農薬	天敵等生物農薬及び生物農薬製剤
(後略)	(後略)

- ・ コーデックスガイドラインにおける表現ぶりとの整合化を図る。なお、現行の「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格Q&A(問97)」の答部分の解釈については現行どおりとする。

6 別表3の改正

(調整用等資材(基準):改正部分抜粋)

改正案	現行
樹皮成分の調製品	樹脂成分の調製品

- ・ コーデックスガイドラインとの整合化を図る。
また、誤字を修正するため、調整用等資材(誤)を調製用等資材(正)とする。

7 附則

- 1 別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場における肥培管理の項の1に規定する当該資材の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。
- 2 改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適当な管理方法がない場合には、公布の日から起算して3年を経過するまでの間、古紙に由来する農業用資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができる。
- 3 公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、別表3エチレンの項基準の欄中「バナナ」とあるのは「バナナ及びキウイフルーツ」と読み替えるものとする。
 - ・ 組換えDNA技術によって生産された原材料が含まれている資材は使用できないとの規定は、コーデックスガイドラインに沿ったものであるが、組換えDNA技術による原料の混入が防止されていることを証明することは困難であることから、経過措置として次回定期見直しまでの4年間は従前の取扱いを可能とする。
 - ・ 古紙に由来する農業用資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)、シーダーテープ(種子が帯状に封入された農業用資材)及びキウイフルーツへの追熟目的でのエチレン使用については、これらを使用しない技術が十分普及・定着している状況にはないことから、直ちに新しい規定を適用することが困難であり、経過措置として3年間に限り使用を認め、その後、改めて検討することとする。

	<p>項、ほ場における肥培管理の項、<u>ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項</u>の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>2 [略]</p>
ほ場使用する種子、苗等又は種菌	<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、<u>苗等</u>（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は<u>種菌</u>であること。</p> <p>2 1の種子、<u>苗等</u>又は<u>種菌</u>の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、<u>苗等</u>又は<u>種菌</u>の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な<u>苗等</u>又は<u>天然物質若しくは化学的処理を行っていない天然物質</u>に由来する<u>培養資材</u>を使用して生産された<u>種菌</u>を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p> <p>3 1及び2に掲げる種子、<u>苗等</u>又は<u>種菌</u>は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p>
[略]	<p>1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及び当該資材の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、きのこ類の生産に用いる資材にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。<u>ただし、たい肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u></p> <p>(1) 樹木に由来する資材については、<u>過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。</u></p> <p>(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、<u>以下に掲げるものに由来するものに限ること。</u></p> <p>ア、<u>農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたもの）</u></p> <p>イ、<u>加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたもの）</u></p> <p>ウ、<u>飼料（有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたもの）</u></p> <p>エ、<u>有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された</u></p>

	<p>等の項、ほ場における肥培管理の項及び<u>ほ場における有害動植物の防除の項</u>の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>
ほ場には種する種子又は植え付ける苗等	<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子又は<u>苗等</u>（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>2 1の種子又は<u>苗等</u>の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子又は<u>苗等</u>の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な<u>苗等</u>を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p> <p>3 1及び2に掲げる種子又は<u>苗等</u>は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p>
ほ場における肥培管理	<p>当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>

	<p>家畜及び家まんの排せつ物に由来するもの</p> <p>(3) (2)アに掲げる基準に従ってきこ類を生産する過程で産出される糞ほだ等については、これらを再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。</p>		
[略]	[略]	ほ場における有害動植物の防除	<p>耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>
[略]	<p>土壤、植物又はきこ類に使用禁止資材を施さないこと。</p>	一般管理	<p>土壤又は植物に使用禁止資材を施さないこと。</p>
[略]	[略]	育苗管理	<p>育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壤 過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壤 別表1の肥料及び土壤改良資材
[略]	<ol style="list-style-type: none"> この表ほ場又は採取場の項、ほ場における種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 [略] 	収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	<ol style="list-style-type: none"> この表ほ場又は採取場の項、ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）別表2の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を

- 3 [略]
- 4 [略]

- 用いて製造されていないものに限る。)
- 3 放射線照射を行わないこと。
 - 4 この表ほ場又は採取場の項等の基準及びこの項 1 から 3 までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機農産物の名称の表示)
第 5 条 [略]

(有機農産物の名称の表示)
第 5 条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

2 [略]

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

3 第 1 項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

- (注)「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。
- 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
 - 3 1 の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、1 の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表 1

別表 1

肥料及び土壌改良資材	基 準
[略]	
[略]	[略]
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	[略]
[略]	[略]
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
[削る。]	[削る。]
[略]	[略]

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
パークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び天然かん水から回収

[略]	<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>	硫酸加里	したものであること。 <u>天然鉍石を水洗精製したものであること。</u>
[略]	[略]	硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
[略]	[略]	天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>	硫酸苦土肥料	<u>にがりを経晶させたもの又は天然硫酸苦土鉍石を精製したものであること。</u>
水酸化苦土	[略]	水酸化苦土肥料	天然鉍石を粉砕したものであること。
[略]	[略]	石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	生石灰（苦土生石灰を含む。）	上記生石灰に由来するものであること。
[略]	[略]	消石灰	微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
[略]	[略]	微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	
岩石を粉砕したもの	<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。</u>		
[略]	[略]	木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
[略]	[略]	ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	塩基性スラグ	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであり、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。	よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	<u>海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</u>	塩化ナトリウム	海水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
[略]	[略]	リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
[略]	[略]	塩化カルシウム	
食酢			

乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンに限り使用することができる。
[略]	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶解、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

別表 2

農 薬	基 準
[略]	[略]
[略]	
脂肪酸グリセリド乳剤	[略]
[略]	
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	
天敵等生物農薬	

その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶解、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。
----------------	--

別表 2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
大豆レシチン・マシン油乳剤	
デンブン水和剤	
脂肪酸グリセリド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタルデヒド粒剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
硫黄・大豆レシチン水和剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に限ること。
天敵等生物農薬及び生物農薬製剤	



17消安第11750号
平成18年2月17日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭



日本農林規格の改正について（諮問）

下記の日本農林規格を改正する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

日本農林規格の改正

- (1) 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- (2) 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- (3) 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- (4) 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

有機加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成18年8月24日

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第9条の2の規定に基づき、有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)について、良質な製品を提供する観点及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点から、所要の見直しを行う。

2 内容

有機加工食品の日本農林規格について、

- (1) 5%以下とされる原材料(食塩、水、加工助剤を除く)に占める非有機原材料の重量の割合について、別表1に掲げる食品添加物を含めたものとする
- (2) 別表に掲げられている資材について使用できる資材の範囲の拡大を図る等の改正を行う。

有機加工食品について

1 規格の位置づけ

有機加工食品は、有機農作物や有機畜産物を原材料として、化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用を避けることを基本としており、通常の加工食品と比較して、加工方法に特色があると認められることから、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

国内の格付数量（平成16年度）

区分	格付数量（国内）	
冷凍野菜	200 t	
野菜缶詰	40 t	
野菜水煮	486 t	
その他野菜加工品	1,544 t	
果実飲料	7,378 t	55 kl
その他果樹加工品	945 t	5 kl
野菜飲料	1,230 t	0 kl
茶系飲料	4,560 t	81 kl
豆乳	11 t	13,733 kl
豆腐	59,422 t	
納豆	9,814 t	
みそ	3,337 t	
しょうゆ	4,725 t	1,329 kl
その他大豆加工品	9,285 t	
緑茶（仕上げ茶）	1,296 t	
コーヒー豆	2,057 t	
ナッツ類加工品	1,549 t	
こんにやく	3,604 t	
食用植物油脂	202 t	
その他の加工食品	14,199 t	599 kl
合計	125,881 t	15,803 kl

有機加工食品の日本農林規格の改正概要

1 「定義」の規定の改正（第3条）

(改正部分抜粋)

用語	改正案	現行
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）</u> 、 <u>畜産物（有機畜産物を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>	次条の基準に従い生産された加工食品であって、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）</u> 、 <u>畜産物（有機畜産物を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）</u> 、 <u>畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）</u> 、 <u>畜産物、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>

- ・ 原材料(食塩、水、加工助剤を除く)の重量に占める、非有機原材料の重量を5%以下とする基準には、別表1に掲げる食品添加物を含めることを規定する。
- ・ 部会の指摘及びパブリックコメントを踏まえ、有機加工食品の定義の書きぶりを変更。

2 第4条の改正

(改正部分抜粋)

事項	改正案	現行
原材料（加工助剤を含む）	次に掲げるものに限り使用することができる。あA a a。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、

	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 (中略) 4 <u>農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2に掲げるものに限る。）</u> 、 <u>原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</u> (後略)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 (中略) 4 <u>2又は3の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</u> (後略)
原材料の使用割合	<u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く）の重量に占めるこの表原材料の項基準の欄2、3、4及び7（加工助剤を除く）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること</u>	[新設]
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	(前略) 4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。 (後略)	(前略) 4 有害動植物の防除、食品の保存、 <u>病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</u> (後略)

- ・ 原材料(食塩、水、加工助剤を除く)の重量に占める、非有機原材料の重量を5%以下とする基準には、別表1に掲げる食品添加物を含めることを規定する。
- ・ 部会の指摘及びパブリックコメントを踏まえ、原材料の使用割合の書きぶりを変更。
- ・ 不足条項を追加するとともに、書きぶりを整理する。

3 別表1の改正

(食品添加物(基準):改正部分抜粋)

改正案	現行
[削る。]	<u>寒天</u>
<u>[略]</u>	<u>ゼラチン（農産物の加工品に使用する場合には限ること。）</u>

木灰（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、伝統的な製法によるチーズ若しくはこんにやくに使用する <u>場合又は山菜類のあく抜きに使用する</u> 場合に限ること。）	木灰（伝統的な製法によるチーズに使用する場合に限ること。）
一般飲食物添加物	[新設]

- ・ 一般飲食物添加物を追加するとともに木灰の基準を追加する。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、別表1中、削除案のゼラチンは一般飲食物添加物であるが、基準が定められていることから、現行どおりとするよう変更する。

4 別表2の改正

(薬剤(基準):改正部分抜粋)

改正案	現行
植物油及び動物油（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）	植物及び動物油（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）
<u>食用に用いられる植物の抽出物（化学的処理を行っていない天然物質由来のものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限る。）</u>	[新設]

- ・ 食用に用いられる植物の抽出物を追加する。
- ・ 文言整理のため、別表2の薬剤において、基準の書きぶりを一部見直す。

5 附則

この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる有機加工食品の格付については、この告示による改正前の有機加工食品の日本農林規格の規定の例によることができる。

- ・ 規制強化となる改正内容が含まれていることから、経過措置として1年間は改正前の規格の規定に基づく格付を認める。

改 正 案	現 行																												
<p>有機加工食品の日本農林規格 （目的） 第1条 [略] （有機加工食品の生産の原則） 第2条 [略]</p> <p>（定義） 第3条 [略]</p>	<p>有機加工食品の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機加工食品の生産の原則） 第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（<u>有機農産物を除く。</u>）、畜産物（<u>有機畜産物を除く。</u>）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（<u>加工助剤を除く。</u>）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（<u>有機農産物を除く。</u>）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（<u>加工助剤を除く。</u>）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（<u>有機畜産物を除く。</u>）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（<u>加工助剤を除く。</u>）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	[略]	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（ <u>有機農産物を除く。</u> ）、畜産物（ <u>有機畜産物を除く。</u> ）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	[略]	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（ <u>有機農産物を除く。</u> ）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	[略]	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（ <u>有機畜産物を除く。</u> ）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機加工食品</td> <td>次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及び<u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u>であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及び<u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u>であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及び<u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u>であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td> </tr> <tr> <td>転換期間中有機農産物</td> <td>有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及び <u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u> であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及び <u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u> であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及び <u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u> であるものをいう。	有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産
用 語	定 義																												
[略]	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（ <u>有機農産物を除く。</u> ）、畜産物（ <u>有機畜産物を除く。</u> ）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																												
[略]	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（ <u>有機農産物を除く。</u> ）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																												
[略]	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（ <u>有機畜産物を除く。</u> ）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
用 語	定 義																												
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及び <u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u> であるものをいう。																												
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及び <u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u> であるものをいう。																												
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及び <u>これらの加工品の重量の割合が5%以下</u> であるものをいう。																												
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。																												
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。																												
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産																												

(生産の方法についての基準)

第4条 [略]

事項	基準
[略]	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) [略] (2) [略] (3) [略] 2 [略] 3 [略] 4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 [略] 6 [略] 7 [略]
原材料の使用割合	原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料の項基準の欄2、3、4及び7（加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること
[略]	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。

された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	基準
原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物 (2) 放射線照射が行われたもの (3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 4 2又は3の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 食塩 6 水 7 別表1の食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。 4 有害動植物の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。

5 [略]

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 [略]

5 この表原材料（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名称の表示	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機○○」又は「○○（有機）」</p> <p>(2) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」</p> <p>(注)「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「○○」に記載する一般的な名称が有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、別に農林水産大臣が定めるところによる。</p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p>
原材料名の表示	<p>1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）、有機加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）又は有機畜産物にあつては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。</p> <p>2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p>

別表1

食 品 添 加 物	基 準
[略]	[略]

別表1

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
DL-リンゴ酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
乳酸	野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
L-アスコルビン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
L-アスコルビン酸ナトリウム	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
タンニン	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
硫酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。

[略]	[略]	炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
[略]	[略]	炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	炭酸マグネシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	塩化カリウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
[略]	[略]	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	D L-酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L-酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	D L-酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L-酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	D L-酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L-酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[削る。]	[略]	寒天	
[略]	[略]	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	カロブビーンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	トラガントガム	
[略]	[略]	アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	キサンタンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類

[略]	[略]	カラヤガム	に使用するものに限ること。 畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
[略]	[略]	カゼイン	<u>農産物の加工品に使用する場合に限ること。</u>
[略]	[略]	ゼラチン	<u>農産物の加工品に使用する場合に限ること。</u>
[略]	[略]	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	エタノール	畜産物の加工品に使用する場合には、食肉の加工品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合には、食肉の加工品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	酵素処理レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたもの限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	酵素分解レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたもの限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたもの限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	卵黄レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたもの限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	タルク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ベントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	活性炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	カルナウバロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	木灰	伝統的な製法によるチーズに使用する場合に限ること。
[略]	[略]	香料	化学的に合成されたものでないこと。
[略]	[略]	窒素	
[略]	[略]	酸素	
[略]	[略]	二酸化炭素	
[略]	[略]	酵素	
一般飲食物添加物		次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
[略]	[略]		



17消安第11750号
平成18年2月17日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭



日本農林規格の改正について（諮問）

下記の日本農林規格を改正する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

日本農林規格の改正

- (1) 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- (2) 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- (3) 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- (4) 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

有機飼料の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成18年8月24日

1 趣旨

有機加工食品の日本農林規格の改正に伴い、これを引用している有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）の改正を行う。

2 内容

有機飼料の日本農林規格の別表2について、有機加工食品の日本農林規格との整合化を図るための改正を行う。

有機飼料の日本農林規格の改正概要

1 第3条の改正 (改正部分抜粋)

用語	改正案	現 行
有機飼料	次条の基準に従い生産された飼料であつて、 <u>原材料（次条原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄2に掲げるものを除く。）</u> 、 <u>乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>	次条の基準に従い生産された飼料をいう。
有機乳 〔削る〕	〔削る〕	有機畜産物のうち乳をいう。

- ・ 有機飼料の定義が明確ではなかったことから定義を明確化した。
- ・ 有機飼料の定義の中で、有機乳を定義していることから、有機乳の定義を削除。

2 第4条の改正 (改正部分抜粋)

事項	改正案	現 行
原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は <u>第19条の3</u> の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機乳 (4) 有機飼料 (略) 5 <u>農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2）に掲げるものに限る。）</u> 、 <u>原材料として使用した有機加工食品と同一の種類</u> の加工品、放射線照射が行われたもの及び	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機乳 (4) 有機飼料 (略) 5 <u>3又は4の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類</u> の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを

	<p>び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)</p> <p>(略)</p> <p>9 飼料添加物(抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、<u>当該飼料添加物の入手が困難な場合</u>であって、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限る、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。</p>	<p>除く。)</p> <p>(略)</p> <p>9 飼料添加物(抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるもの限り、<u>8に掲げる飼料添加物の入手が困難な場合</u>は、<u>当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。</u></p>
原材料の使用割合	<u>原材料(この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。)の重量に占める同欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること</u>	<u>原材料(食塩及び水を除く。)に占めるこの表原材料の項基準の欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること。</u>
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあっては、別表1の<u>調製用等資材</u>(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)に限り使用することができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあっては、別表1の<u>調整用等資材</u>(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)に限り使用することができる。</p> <p>(後略)</p>

- ・ 原料の配合割合の書きぶりの変更。
- ・ 不足条項を追加するとともに、書きぶりを整理する。

3 別表2の改正 (薬剤(基準):改正部分抜粋)

改正案	現行
<p>植物油及び動物油(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)</p> <p><u>食用に用いられる植物の抽出物(化学的処理を行っていない天然物質由来のものであって、農産物</u></p>	<p>植物及び動物油(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)</p> <p>[新設]</p>

に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合
に限る。)

- ・ 食用に用いられる植物の抽出物を追加する。
- ・ 文言整理のため、別表 2 の薬剤において、基準の書きぶりを一部見直す。

改 正 案	現 行																																				
<p>有機飼料の日本農林規格 （目的） 第1条 [略] （有機飼料の生産の原則） 第2条 [略]</p> <p>（定義） 第3条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td>次条の基準に従い生産された飼料であつて、<u>原材料（次条原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄2に掲げるものを除く。）乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[削る]</td> <td style="text-align: center;">[削る]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（生産の方法についての基準） 第4条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	[略]	次条の基準に従い生産された飼料であつて、 <u>原材料（次条原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄2に掲げるものを除く。）乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>	[削る]	[削る]	[略]	事 項	基 準	[略]	[略]	<p>有機飼料の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機飼料の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機飼料の生産の原則） 第2条 有機飼料は、原材料である、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第3条に規定する有機加工食品（以下「有機加工食品」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有機飼料</td> <td>次条の基準に従い生産された飼料をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有機乳</td> <td><u>有機畜産物のうち乳をいう。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">組換えDNA技術</td> <td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">飼料添加物</td> <td>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サイレージ</td> <td>牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">転換期間中有機農産物</td> <td>有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（生産の方法についての基準） 第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原材料</td> <td>次に掲げるもののみが使用されていること。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機飼料	次条の基準に従い生産された飼料をいう。	有機乳	<u>有機畜産物のうち乳をいう。</u>	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。	飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。	サイレージ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。	事 項	基 準	原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。							
用 語	定 義																																				
[略]	次条の基準に従い生産された飼料であつて、 <u>原材料（次条原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄2に掲げるものを除く。）乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>																																				
[削る]	[削る]																																				
[略]	[略]																																				
[略]	[略]																																				
[略]	[略]																																				
[略]	[略]																																				
事 項	基 準																																				
[略]	[略]																																				
用 語	定 義																																				
有機飼料	次条の基準に従い生産された飼料をいう。																																				
有機乳	<u>有機畜産物のうち乳をいう。</u>																																				
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。																																				
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。																																				
サイレージ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。																																				
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。																																				
事 項	基 準																																				
原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。																																				

	<p>1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>6 [略] 7 [略] 8 [略]</p> <p>9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合であつて、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。</p>
[略]	<p>原材料（この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める同欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること。</p>
[略]	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあつては、別表1の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであつて、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>

	<p>1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 有機農産物 (2) 有機加工食品（ただし、乳製品以外の畜産物を含むものを除く。以下同じ。） (3) 有機乳 (4) 有機飼料</p> <p>2 有機飼料用農産物（飲食料品に供されない農産物であつて、その有機飼料を製造し、又は加工する者により有機農産物の日本農林規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物の日本農林規格第4条の表は場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前に3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前に2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産された農産物をいう。）</p> <p>3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。</p> <p>(1) 乳以外の畜産物 (2) 原材料として使用した有機農産物、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農産物と同一の種類の農畜産物 (3) 放射線照射が行われたもの (4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの</p> <p>4 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>5 3又は4の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>6 食塩 7 水 8 石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであつて、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの</p> <p>9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、8に掲げる飼料添加物の入手が困難な場合は、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。</p>
原材料の使用割合	<p>原材料（食塩及び水を除く。）に占めるこの表原材料の項基準の欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること。</p>
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあつては、別表1の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであつて、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。</p> <p>2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機乳及び有機飼料は、他の農畜産物又はその加工品が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>3 有害動物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合に</p>

- 4 [略]
- 5 [略]

(有機飼料の表示の基準)

第5条 [略]

別表1
[略]

別表2

薬 剤	基 準
[略]	[略]
植物油及び動物油	[略]
[略]	[略]
食用に用いられる植物の抽出物	化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限る。

[略]

は、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。

- 4 放射線照射を行わないこと。
- 5 この表原材料の項及び原材料の使用割合の項の基準並びにこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された飼料が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機飼料の表示の基準)

第5条 有機飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機飼料」又は「オーガニック飼料」
- (2) 「有機飼料○○」又は「○○（有機飼料）」
- (3) 「オーガニック飼料○○」又は「○○（オーガニック飼料）」

(注)「○○」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

別表1

海塩、岩塩、酵母、酵素、ホエイ、砂糖製品、はちみつ、乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌、プロピオン酸菌、天然の酸（乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。）

別表2

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
植物及び動物油	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラチン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カゼイン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
こうじかび菌由来の発酵産物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シイタケ菌糸体抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
クロレラ抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
キチン	天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ミツロウ	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸塩鉱物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	
ベントナイト	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	捕虫器に使用する場合に限ること。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

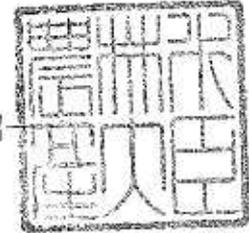
(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。



17消安第11750号
平成18年2月17日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭



日本農林規格の改正について（諮問）

下記の日本農林規格を改正する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

日本農林規格の改正

- (1) 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- (2) 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- (3) 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- (4) 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

有機畜産物の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省
平成18年8月24日

1 趣旨

有機農産物の日本農林規格の改正に伴い、これを引用している有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）の改正を行う。

2 内容

有機畜産物の日本農林規格の別表1及び別表2について、有機農産物の日本農林規格との整合化を図るための改正を行う。

有機畜産物の日本農林規格の改正概要

1 誤字の修正（改正部分抜粋）

（1）肥育の最終期間（第3条）

改正案	現 行
と殺直前の期間であって、3 月間又は家畜及び家さんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。	と畜直前の期間であって、3 月間又は家畜及び家さんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。

（2）一般管理（第4条）

改正案	現 行
（前略） 8 と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。 （後略）	（前略） 8 と畜は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。 （後略）

（3）解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理

改正案	現 行
（前略） 2 (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表 10 の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。） （後略）	（前略） 2 (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表 10 の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。） （後略）

（4）別表 7

改正案	現 行
孵化後 3 日からと殺までの期間	孵化後 3 日からと畜までの期間

（5）別表 10

改正案	現 行
調製用等資材	調整用等資材

2 別表 1 の改正

（肥料及び土壌改良資材（基準）：改正部分抜粋）

改正案	現 行
炭酸カルシウム（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。）	炭酸カルシウム肥料（天然鉱石を粉砕したものの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。）

<p>[削る]</p> <p>硫酸加里（<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>）</p> <p>硫酸苦土（<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</u>）</p> <p>水酸化苦土（天然鉍石を粉砕したものであること。）</p> <p>岩石を粉砕したもの（<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。</u>）</p>	<p>貝化石肥料（<u>化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。</u>）</p> <p>硫酸加里（<u>天然鉍石を水洗精製したものであること。</u>）</p> <p>硫酸苦土肥料（<u>にがりを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉍石を精製したものであること。</u>）</p> <p>水酸化苦土肥料（天然鉍石を粉砕したものであること。）</p> <p>[新設]</p>
<p>よう成りん肥（<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであり、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</u>）</p>	<p>よう成りん肥（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）</p>
<p>塩化ナトリウム（<u>海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</u>）</p>	<p>塩化ナトリウム（<u>海水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</u>）</p>
<p>食酢</p> <p>乳酸（<u>植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場 合に限ること。</u>）</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>製糖産業の副産物</p>	<p>[新設]</p>
<p>肥料の造粒材及び固結防止材（<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によつては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンに限り使用することができる。</u>）</p> <p>その他の肥料及び土壌改良資材（植物の栄養</p>	<p>[新設]</p> <p>その他の肥料及び土壌改良資材（植物の栄養</p>

に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。）

に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。）

- ・ コーデックスガイドラインとの整合化を図るとともに、岩石を粉砕したもの、食酢、乳酸、リグニン、製糖産業の副産物を追加する。
- ・ 硫酸苦土肥料及び水酸化苦土肥料については、炭酸カルシウムとの整合性をとり、同様に肥料の文言を削除。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、硫酸加里、硫酸苦土肥料、塩化ナトリウム、食酢、乳酸の使用基準を見直す。

2 別表2の改正

（農薬（基準）：改正部分抜粋）

改正案	現 行
（前略） 脂肪酸グリセリド乳剤	（前略） 脂肪酸グリセリド剤
（中略） 天敵等生物農薬	（中略） 天敵等生物農薬及び <u>生物農薬製剤</u>
（後略）	（後略）

- ・ コーデックスガイドラインにおける表現ぶりとの整合化を図る。なお、現行の「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格Q&A（問97）」の答部分の解釈については現行どおりとする。

改 正 案	現 行																																																		
<p>有機畜産物の日本農林規格 （目的） 第1条 [略] （有機畜産物の生産の原則） 第2条 [略]</p> <p>（定義） 第3条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	[略]	<p>有機畜産物の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機畜産物の生産の原則） 第2条 有機畜産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産することとする。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機畜産物</td> <td>次条の基準に従い生産された畜産物をいう。</td> </tr> <tr> <td>家畜</td> <td>牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。</td> </tr> <tr> <td>家きん</td> <td>鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>有機飼料等</td> <td>有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。)により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。)により格付の表示が付されているもの(乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。)、有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。)により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。</td> </tr> <tr> <td>有機畜産用自家生産飼料</td> <td>有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機農産物規格第4条の基準(ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。)に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>野外の飼育場</td> <td>ほ場等(ほ場及び採草放牧地をいう。以下同じ。)又は野外の運動場(主に家畜又は家きんを運動させる目的で利用される土地であつて、家畜又は家きんがその表面を掘り起こすことができるもの。ただし、あひる及びかものためのものについては、このほか水田、小川、池又は湖を有するものでなければならない。)をいう。</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>肥料及び土壌改良資材(別表1に掲げるものうち製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものを除く。)、農薬(別表2に掲げるものうち組換えDNA技術を用いずに製造されたものを除く。)及び土壌又は植物に施されるその他の資材(天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。)をいう。</td> </tr> <tr> <td>有機飼養</td> <td>第4条の表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準に適合した飼養方法をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機畜産物	次条の基準に従い生産された畜産物をいう。	家畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。	家きん	鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。	有機飼料等	有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。)により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。)により格付の表示が付されているもの(乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。)、有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。)により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。	有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機農産物規格第4条の基準(ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。)に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。	採草放牧地	主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。	野外の飼育場	ほ場等(ほ場及び採草放牧地をいう。以下同じ。)又は野外の運動場(主に家畜又は家きんを運動させる目的で利用される土地であつて、家畜又は家きんがその表面を掘り起こすことができるもの。ただし、あひる及びかものためのものについては、このほか水田、小川、池又は湖を有するものでなければならない。)をいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材(別表1に掲げるものうち製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものを除く。)、農薬(別表2に掲げるものうち組換えDNA技術を用いずに製造されたものを除く。)及び土壌又は植物に施されるその他の資材(天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。)をいう。	有機飼養	第4条の表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準に適合した飼養方法をいう。																									
用 語	定 義																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
[略]	[略]																																																		
用 語	定 義																																																		
有機畜産物	次条の基準に従い生産された畜産物をいう。																																																		
家畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。																																																		
家きん	鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。																																																		
有機飼料等	有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。)により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。)により格付の表示が付されているもの(乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。)、有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。)により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。																																																		
有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機農産物規格第4条の基準(ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。)に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。																																																		
採草放牧地	主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。																																																		
野外の飼育場	ほ場等(ほ場及び採草放牧地をいう。以下同じ。)又は野外の運動場(主に家畜又は家きんを運動させる目的で利用される土地であつて、家畜又は家きんがその表面を掘り起こすことができるもの。ただし、あひる及びかものためのものについては、このほか水田、小川、池又は湖を有するものでなければならない。)をいう。																																																		
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。																																																		
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材(別表1に掲げるものうち製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものを除く。)、農薬(別表2に掲げるものうち組換えDNA技術を用いずに製造されたものを除く。)及び土壌又は植物に施されるその他の資材(天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。)をいう。																																																		
有機飼養	第4条の表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準に適合した飼養方法をいう。																																																		

[略]	[略]
[略]	と殺直前の期間であって、3月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。
[略]	[略]

(生産の方法についての基準)

第4条 [略]

事 項	基 準
[略]	[略]
[略]	[略]

更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し又は死亡した家畜又は家きんの頭羽数を3で除した数以下の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養することをいう。
肥育の最終期間	と畜直前の期間であって、3月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
動物用医薬品	薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項に規定する動物用医薬品であってビタミン及び無機塩類以外のものをいう。
動物用生物学的製剤	動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令(昭和36年農林省令第4号)第1条第1項に規定する生物学的製剤をいう。
要診察医薬品	薬事法第44条第1項に規定する毒薬、同条第2項に規定する劇薬及び獣医師法施行規則(昭和24年農林水産省令第93号)第10条の5に規定する医薬品をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
畜舎又は家きん舎	<p>1 畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。 (4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。 (5) 床が平坦かつ滑らない構造であること。 (6) 畜舎又は畜房(畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。)の全床面積に占める格子構造(角材等を間隔をおいて組んだ構造をいう。)の割合が、50%以下であること。 (7) 家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。 (8) 別表5左欄の家畜を飼養する畜舎にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。 <p>2 家きん舎は、次の(1)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備を備えており、適切に清掃及び消毒されていること。 (4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。 (5) 種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。 (6) 28日齢以降の家きんを飼養する家きん舎にあつては、1羽当たり0.1m²以上の面積を有すること。
野外の飼育場	<p>1 野外の飼育場は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。 (2) 組換えDNA技術を用いて生産された種苗がは種又は植え付けされていないこと。 (3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。 (4) 家畜(豚を除く。2において同じ。)のための野外の飼育場にあつては、次

			<p>のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。</p> <p>ア 多年生作物（牧草を除く。）を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間</p> <p>イ 牧草を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前2年以上の間</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもの以外の作物を栽培しているほ場にあつてはは種又は植付けの前2年以上の間</p> <p>エ 採草放牧地にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間</p> <p>(5) 豚又は家きんのための野外の飼育場にあつては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</p> <p>(6) 別表6左欄の家畜のための野外の飼育場にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</p> <p>(7) 28日齢以降の家きんのための野外の飼育場にあつては、1羽当たり0.1m²以上の面積を有すること。</p> <p>(8) 28日齢以降のかものための水田にあつては、1羽当たり3分の1アール以上の面積を有すること。</p> <p>2 1の(4)の基準にかかわらず、ほ場等が当該家畜を飼養する農場内にある場合であり、かつ、有機飼料等並びにこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量（別表3右欄の1日当たり平均採食量をいう。以下同じ。）の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合にあつては、当該ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年間以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p>
[略]	[略]	飼養の対象となる家畜又は家きん	<p>1 家畜にあつては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であつて、出生のときから有機飼養されたものであること。</p> <p>2 家きんにあつては、ふ化のときから有機飼養されたものであること。</p> <p>3 1及び2に掲げるもののほか、農場において新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家きんの飼養を開始する場合にあつては、当該家畜又は家きんの有機飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>4 1から3までに掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合は、次のいずれかのもを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>(1) 家畜の更新の場合にあつては、別表8の基準に適合する家畜</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合にあつては、別表9の基準に適合する家畜又は家きん</p> <p>ア 新たに畜産を開始する場合</p> <p>イ 新たな畜種又は家きん種の飼養を開始する場合</p> <p>ウ 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの30%以上の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養の対象とする場合</p> <p>(3) 災害又は疾病により有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの25%以上が死亡した場合にあつては、災害又は疾病により死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる家畜の子</p>
[略]	[略]	飼料の給与	<p>1 次の(1)から(3)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。</p> <p>(1) 有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料。ただし、有機畜産物規格第5条第</p>

			<p>2 項、有機加工食品規格第 5 条の表名称の表示の項基準の欄 2 又は有機飼料規格第 5 条第 2 項の基準により「転換期間中」と表示されたものを家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で有機飼料等の 3 0 % 以下とする。</p> <p>(2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであって、飼料添加物のうち無機塩類の補給を目的とする物質。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合は、類似する物質（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものに限る。）を給与することができる。</p> <p>(3) 蚕のさなぎ粉（放射線が照射されたもの及び組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きんに給与することができる割合は、(1)の飼料の乾物重量換算で 5 % 以下に限る。）</p> <p>2 ほ育期間中の家畜にあっては、母乳又は 6 月以上有機飼養されている同種の家畜の雌の乳を給与することができる。ただし、その入手が困難な場合は、6 月以上有機飼養されているその他の種の家畜の雌の乳を給与することができる。</p> <p>3 1 の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の 5 0 % 未満である場合にあっては、当該家畜を飼養する農場内にあり、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼料の原材料に用いることができる。この場合にあっては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して 2 年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。</p> <p>(2) 有機農産物規格第 4 条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び育苗管理の項の基準に適合した管理を行うこと。</p> <p>4 災害又は輸入の途絶により有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1 から 3 までに掲げる基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1 から 3 までに掲げる飼料以外の飼料（組換え DNA 技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から 1 の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の 5 0 % まで給与することができる。</p> <p>5 牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の 5 0 % 未満（肉を生産することを目的として飼養する牛又は馬にあっては、9 0 % 未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあってはこの限りでない。</p> <p>(1) ほ育期間</p> <p>(2) 乳用牛又は乳用山羊にあっては搾乳を開始してから最初の 3 月間</p> <p>(3) 肥育の最終期間</p>
[略]	[略]	健康管理	<p>1 疾病予防を目的として、病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図られるよう家畜又は家きんの種類に応じた適切な飼養管理を行うこと。</p> <p>2 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこと。</p> <p>3 家畜又は家きんへの動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。</p> <p>4 要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいず</p>

			<p>れかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。</p> <p>(1) 動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げるものを使用する場合 それぞれ、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の2倍の期間</p> <p>(2) (1)に掲げる医薬品以外の医薬品を使用する場合 と殺、搾乳若しくは採卵する前48時間又は薬事法第14条第1項、第14条第9項、第14条の4及び第14条の6に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間(最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。)の2倍のいずれか長い期間</p> <p>5 成長の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。</p>
一般管理	<p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。</p>	一般管理	<p>1 家畜及び家きんを野外の飼育場(牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならない。)に自由に入出りさせること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあっては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入出りさせずに飼養することができる。</p> <p>(1) 積雪又は天災により家畜又は家きんの入出りが困難である期間</p> <p>(2) 牛にあっては、出生から2月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間</p> <p>(3) 雌牛にあっては、妊娠8月から分娩までの期間</p> <p>(4) 豚にあっては、出生から離乳するまでの期間</p> <p>(5) 雌豚にあっては、妊娠3月から出産した子豚の離乳までの期間</p> <p>(6) 肥育の最終期間</p> <p>(7) 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間</p> <p>(8) 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間</p> <p>(9) 法令で家畜又は家きんの野外への入出りが禁止された期間及び農林水産大臣、畜舎又は家きん舎の所在地を管轄する都道府県知事又は家畜保健衛生所長から文書で家畜又は家きんの野外への入出りを制限するよう要請された期間</p> <p>3 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期に家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の(1)から(3)までに掲げる処置を行う場合を除く。</p> <p>(1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置</p> <p>(2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置</p> <p>(3) 外科的去勢</p> <p>4 採卵鶏にあっては、人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。</p> <p>5 次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。</p> <p>(1) 受精卵移植技術</p> <p>(2) ホルモンを用いた繁殖技術</p> <p>(3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術</p> <p>6 家畜又は家きんの排せつ物は、水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。</p> <p>7 家畜又は家きんの輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。</p> <p>8 と畜は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。</p>

	9 [略]
	10 [略]
[略]	1 [略]
	2 [略]
	(1) [略]
	(2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表10の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）
	3 [略]
	4 [略]

(有機畜産物の表示の基準)

第5条 [略]

別表1

肥料及び土壌改良資材	基	準
[略]		
[略]	[略]	

	9 乳用牛及び乳用山羊にあつては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表4の薬剤以外のものを使用しないこと。
	10 有機飼養されていない家畜又は家きんと接触しないよう管理を行うこと。
解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼養の対象となる家畜又は家きんの項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品規格別表2の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。） (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表10の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 3 放射線照射を行わないこと。 4 この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。

(有機畜産物の表示の基準)

第5条 有機畜産物の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機畜産物」
 - (2) 「有機畜産物〇〇」又は「〇〇（有機畜産物）」
 - (3) 「有機畜産〇〇」又は「〇〇（有機畜産）」
 - (4) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
 - (5) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」
- (注)「〇〇」には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。

別表1

肥料及び土壌改良資材	基	準
植物及びその残さ由来の資材		
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材		家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場又は繊維工場からの農畜水産物由来の資材		天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材		食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バークたい肥		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ		

[略]		乾燥藻及びその粉末	
[略]	[略]	草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。	炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
[削る]	[削る]	貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
[略]	[略]	塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び天然かん水から回収したものであること。
[略]	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	硫酸加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。
[略]	[略]	硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
[略]	[略]	天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	硫酸苦土肥料	にがりを経晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
水酸化苦土	[略]	水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉砕したものであること。
[略]	[略]	石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	硫黄	
[略]	[略]	生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
[略]	[略]	微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。	木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
[略]	[略]	ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]	塩基性スラグ	
[略]	[略]	鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであり、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。	よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。	塩化ナトリウム	海水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
[略]	[略]	リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
[略]	[略]	塩化カルシウム	
食酢			
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。		

製糖産業の副産物
肥料の造粒材及び
固結防止材

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンに限り使用することができる。

[略]
植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

その他の肥料及び
土壌改良資材

植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

別表 2

農 薬	基 準
[略]	[略]
[略]	
脂肪酸グリセリド 乳剤	[略]
[略]	
天敵等生物農薬	[略]
[略]	[略]

別表 2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
大豆レシチン・マシン油乳剤	
デンブ水和水剤	
脂肪酸グリセリド 剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタアルデヒド粒剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和水剤	
水と硫黄剤	
硫黄・大豆レシチン水和水剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹炭酸水素ナトリウム・銅水和水剤	
銅水和水剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬及び生物農薬製剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。

[略]	
[略]	
[略]	
[略]	[略]

別表 3

[略]

クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	

別表 3

家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量 (kg)
肉を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満 (繁殖の用に供している雌を除く。)	4.1 kg
	10月齢以上 (繁殖の用に供している雌を除く。)	8.1 kg
	繁殖の用に供している雌	7.0 kg
乳を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満	5.6 kg
	10月齢以上泌乳開始まで	9.0 kg
	泌乳中の牛 泌乳していない経産牛	21.0 kg 9.2 kg
馬	12月齢未満 (繁殖の用に供している雌を除く。)	12.4 kg
	24月齢未満 (繁殖の用に供している雌を除く。)	14.4 kg
	24月齢以上 (繁殖の用に供している雌を除く。)	17.3 kg
	繁殖の用に供している雌	19.2 kg
めん羊	繁殖の用に供している雌	1.7 kg
	上記以外のもの	1.9 kg
山羊	繁殖の用に供している雌	2.5 kg
	上記以外のもの	1.1 kg
豚	3月齢未満	1.1 kg
	5月齢未満	2.2 kg
	5月齢以上	3.1 kg
肉を生産することを目的として飼養する鶏	4週齢未満	42 g
	4週齢以上	139 g
卵を生産することを目的として飼養する鶏	9週齢未満	27 g
	9週齢以上であって採卵開始まで	54 g
	採卵開始以降	90 g
うずら		18 g
あひる及びかも	6週齢未満	108 g
	6週齢以上	180 g

(注) 1日当たりの平均採食量は、乾物重量で換算した数値である。

別表 4

[略]

別表 4

石けん、石灰乳、消石灰、生石灰、アルコール類、フェノール類、オルソ剤、ヨウ素剤、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド、クロルヘキシジン、逆性石けん、両性石けん、塩素剤、過酸化水素水、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム、搾乳施設のための洗浄及び消毒製品、炭酸ナトリウム、その他の植物由来製品

別表5
[略]

別表5

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛（体重が340kgを超えるものに限る。）	5.0㎡
乳を生産することを目的として飼養する牛（成畜に限る。）	4.0㎡（繋ぎ飼いの場合にあつては1.8㎡）
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	3.6㎡（繋ぎ飼いの場合にあつては1.8㎡）
馬（成畜に限る。）	1.3㎡
めん羊（成畜に限る。）	2.2㎡
山羊（成畜に限る。）	2.2㎡
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40kgを超えるものに限る。）	1.1㎡
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る。）	3.0㎡

(注)「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。
「繋ぎ飼い」とは、牛舎内で牛を1頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表6
[略]

別表6

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛（体重が340kgを超えるものに限る。）	5.0㎡
乳を生産することを目的として飼養する牛（成畜に限る。）	4.0㎡
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	3.6㎡
馬（成畜に限る。）	1.3㎡
めん羊（成畜に限る。）	2.2㎡

る。)	
山羊（成畜に限る。）	2. 2 m ²
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40kgを超えるものに限る。）	1. 1 m ²
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る。）	3. 0 m ²

(注)「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

別表7

家畜又は家きんの種類	期 間
[略]	[略]
[略]	孵化後3日からと殺までの期間
[略]	[略]

別表8

[略]

別表7

家畜又は家きんの種類	期 間
肉を生産することを目的として飼養する牛	12月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間（6月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6月間）
乳を生産することを目的として飼養する牛	6月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4月間）
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛	6月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4月間）
馬	12月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間
めん羊	6月間
乳を生産することを目的として飼養する山羊	6月間
肉を生産することを目的として飼養する山羊又は繁殖の用に供することを目的として飼養する雌山羊	6月間
豚	6月間
肉を生産することを目的として飼養する家きん	孵化後3日からと畜までの期間
卵を生産することを目的として飼養する家きん	6週間

別表8

家畜の種類	基 準
乳を生産することを目的として飼養する牛	一事業年度当たり平均経産頭数（直近の過去五事業年度の各期首における分べん経験のある家畜の頭数の合計を5で除した数をいう。以下同じ。）の10%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。

別表9
[略]

繁殖の用に供することを目的に飼養する雌牛	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養する雌馬	一事業年度当たり平均経産頭数の5%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
乳を生産することを目的として飼養する山羊	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養する雌豚	一事業年度当たり平均経産頭数の20%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。

別表9

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼養する牛	12月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。 (1) 黒毛和種であって体重が310kg以下のもの (2) 褐毛和種であって体重が340kg以下のもの (3) 無角和種であって体重が300kg以下のもの (4) 日本短角種であって体重が300kg以下のもの (5) アンガス種又はヘレフォード種であって体重が280kg以下のもの (6) 雌を除くホルスタイン種であって体重が310kg以下のもの (7) ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が310kg以下のもの (8) (1)から(7)までに該当しない牛であって体重が340kg以下のもの
乳を生産することを目的として飼養する牛	未経産のものであること。
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛	未経産のものであること。
馬	12月齢未満であること。
めん羊及び山羊	5月齢未満であること。
豚	4月齢未満であること。
肉を生産することを目的として飼養する家きん	3日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼養する家きん	18週齢未満であること。

別表10

調製用等資材	[略]
[略]	[略]

別表10

調整用等資材	基 準
次亜塩素酸ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸一ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成18年2月17日（金）
14時～
場所：農林水産省第二特別会議室

- 1 開会
- 2 表示・規格課長挨拶
- 3 議題
 - (1) 有機農産物の日本農林規格の改正について
 - (2) 有機加工食品の日本農林規格の改正について
 - (3) 有機飼料の日本農林規格の改正について
 - (4) 有機畜産物の日本農林規格の改正について
 - (5) その他
- 4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員等名簿
 - 2 有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）
 - 3 有機加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）
 - 4 有機飼料の日本農林規格の見直しについて（案）
 - 5 有機畜産物の日本農林規格の見直しについて（案）
 - 6 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準
- 参考 有機JAS規格の課題とその検討概要
- 参考 コーデックスガイドライン（資材関係抜粋）

資料 1

農林物資調査会部会委員等名簿

氏 名	役 職
○ 伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○ 小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○ 宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
○ 保田 茂	兵庫農漁村社会研究所代表
○ 山根 香織	主婦連合会副会長
大嶋 康司	(有) 大嶋農産社長
加藤 信子	関西生活者連合会理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員会委員長
川畑 正美	消費者
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	全国消費生活相談員協会
澤登 早苗	恵泉女学園大学人間社会学部専任講師
関谷 敦	(独) 森林総合研究所きのこ・微生物研究領域微生物工学研究室長
内藤 英代	消費科学連合会企画委員
長谷川 朝恵	消費生活アドバイザー
福士 正博	東京経済大学経済学部教授
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
萬野 修三	全国肉牛事業協同組合常務理事
水野 葉子	日本オーガニック検査員協会理事長
渡邊 義明	日本有機食品認定連絡協議会理事

(注) ○ : 農林物資規格調査会委員

パブリックコメント等募集結果

(有機農産物の日本農林規格の改正案)

1 パブリック・コメント (募集期間 : H18. 4. 5~H18. 5. 13)

(1) 受付件数

農業 (有機含む)	9 件
自営業	3 件
製造業	3 件
肥料会社等	1 4 件
水産業	1 件
認定機関	3 件
その他	9 件

合計 4 2 件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント (募集期間 : H18. 6. 26~H18. 8. 21)

(1) 受付件数 : 2 件

中国及び米国からコメントがあり、以下により回答予定。

(2) コメントの内容

○中国 :

きのこの生産基準において、樹木に由来しない資材が有機由来である

との条件は厳しすぎるのではないかとの質問があり、EEC2092/91などの外国の基準同様に、有機由来資材が入手困難な場合に限り、有機農産物 J A S 規格で使用可能としている資材を使用可能と修正することを検討する旨回答する予定。

別表 2 農薬のリストに、除虫菊抽出物が共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないことが条件となっていること等について質問があり、コーデックスガイドラインに同様の条件があるため、有機農産物 J A S 規格でも同様としている旨、また日本国内で農薬登録がある資材を示している旨の回答等をする予定。

○米国：

定義の明確化を求める旨の意見があった。

また、別表 1 肥料及び土壌改良資材のリストに、フミン酸及びリグニンが記載されていないことについて質問があり、フミン酸はコーデックスガイドラインでの許可資材に該当しないため、有機農産物 J A S 規格においても認めていない旨、リグニンはパルプを硫酸等で処理して得られる資材であるが、結合材としての使用はコーデックスガイドラインの資材要件に該当することから、有機農産物 J A S 規格においても結合材としてのみ使用可能とする旨回答する予定。

御意見の概要	当省の考え方（案）
規格全般	
<p>もっと広く消費者の意見を聞くようにすべき。現在の有機JAS規格のように厳しい制限を大多数の消費者が求めているとは思わない。もう少し生産者が栽培管理しやすい方向にシフトすることで有機農産物の生産拡大・安定供給(さらには低価格化)が進むことのほうを多くの消費者は望んでいると確信する。</p>	<p>規格改正案の作成に当たっては、消費者と有機農産物生産者や登録認定機関等関係者へのアンケート調査結果を参考にして、消費者委員を含む検討委員会で検討後、原案を作成し、JAS調査部会での審議を経た上で、広く国民の意見を聴取するためのパブリックコメントを募集したところです。</p> <p>なお、コーデックスガイドラインに準拠しない、緩やかな有機農産物の生産基準を設けた場合、我が国の有機農産物に対する国際的な信頼低下が予想されます。また、規格の適用は内外無差別であることから、我が国の緩やかな基準に合致した海外の有機農産物が多く流入する可能性や、コーデックスガイドライン準拠の有機農産物と緩やかな基準の有機農産物が混在する可能性があり、消費者の商品選択に支障が生じるおそれがあります。</p>
<p>規格改正の理由に、「コーデックスガイドラインとの整合性を図るため」とあるが、なぜコーデックスガイドラインと整合化を図る必要があるのか。日本での影響などの検証や現場への影響を考慮して規格を改正すべき。</p>	<p>コーデックスガイドラインは国際的な有機農産物の生産、表示等の基準を示しており、EU、米国、豪州等の有機食品の認証制度を有する国々でも本ガイドラインに準拠した基準となっています。コーデックスガイドラインに満たない有機規格を認めることとした場合、国産の有機食品に対する国際的な信頼を損ねるとともに、海外から有機農産物が多く流入する可能性や、消費者の商品選択に著しい支障を及ぼすおそれがあります。</p> <p>このため、有機JAS規格については、コーデックスガイドラインで示す有機生産の原則に則った上で、日本での有機農産物の生産の実態や技術、生産資材の普及状況、消費者等関係者の意見を踏まえ、規格の改正を進めていくこととしています。</p>
第4条 ほ場又は採取場	
多年生の植物から収穫される農産物以外	ほだ場はきのご類の栽培における「ほ場」に当た

<p>の農産物のほ場は、転換期間をは種又は植付け前2年以上の間としている。きのこ類の栽培において、ほだ場やハウス等の施設についても転換期間が必要か。</p>	<p>ります。種菌の植付け前2年以上の転換期間が必要です。</p>
<p>第4条 ほ場における肥培管理</p>	
<p>2項のア（有機農産物）、イ（有機加工食品の日本農林規格による有機加工食品）、ウ（有機飼料の日本農林規格による有機飼料）は、有機JASマーク付きでないとは不可ということか。例えば有機ほ場由来の農産物残さを使用する可能性はあると思われるが、有機JASマーク付きのものが、資材用として流通することはあり得ないのではないか。</p>	<p>それぞれの基準で生産されたものに由来する資材であることを規定しています。資材そのものが有機JAS格付されている必要はありません。有機農産物の生産過程で発生した残さなどを資材として使用することをが可能です。</p>
<p>きのこ類の生産に用いる資材について、2項のア、イ、ウ、エだけでは生産力の維持増進ができない場合にあつては、別表1の資材も使用できるとするべき。この規格が採用されると、土壌由来の農産物として扱っていたきのこの認定が継続できなくなってしまう。</p>	<p>ご意見を踏まえ、土壌由来の農産物として扱ってきた堆肥栽培きのこに限り、2項のア、イ、ウ、エの入手が困難な場合で、これらだけでは生産力の維持増進ができない場合にあつては、別表1の資材も使用できる方向で検討します。</p>
<p>遺伝子組換え菜種や大豆の油粕は使えなくなるが、そうでない油粕の入手は困難である。</p>	<p>現状では入手が困難であることを踏まえ、当分の間は使用可能とする経過措置を附則において示しています。</p>
<p>別表1の肥料及び土壌改良資材の条件に、「当該資材の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る」とあるが、組換えDNA技術を用いた飼料を与えられた家畜の排泄物由来のたい肥は禁止となるのか。</p>	<p>ここでは、家畜の排泄物をたい肥化する製造過程で、組換えDNA技術を利用できないことを規定しています。家畜そのものや家畜の飼養管理で用いられた飼料等について組換えDNA技術を使用できない旨は規定していません。よって、組換えDNA技術を用いた飼料を与えられた家畜の排泄物を利用することは可能です。</p>
<p>有機農業では組換えDNA技術の使用を禁止するという考え方に賛成だが、肥料や飼料について組換えDNA由来かどうかの表示義務を設けるなど、利用者が容易に判別できるとともに、使用可能な資材を入手できる体制を先に整えることが必要と考える。</p>	<p>有機農業における組換えDNA技術の使用禁止を明確にすることで、そのような資材ニーズを示したところですが、現状では、組換えDNA技術を利用していないことが明らかな原材料による肥料の入手は困難であることを踏まえ、当分の間は、現在入手可能なものを使用可能とする経過措置を附則において示しました。</p>

<p>「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及び当該資材の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る」を別表1の資材も含めて一律適用すると使用できる資材が相当限定されてしまうのではないかと。化学物質が大量に含まれるものの利用は問題であるが、食品関係の副産物などは安全性が他の法律で規制されていることもあり、有効に活用する方向で利用を認めていくことが望ましいと思う。</p> <p>食品産業や外食産業、コンビニエンスストア等の食品廃棄物を堆肥化し有機農産物の生産に利用することは、食品リサイクル率の向上と有機JAS制度のPRに資すると思う。</p>	<p>別表1の資材の条件に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」等とあるもののみ、当該資材の生産過程を遡って原材料に化学物質を使用していないことが条件になります。御指摘の「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの」というのは、別表1に示す資材すなわち肥料等としての製造工程において、化学的に合成された物質を添加するような加工を認めないということを規定しているものです。また、組換えDNA技術については、前述のとおり、当分の間は使用可能です。</p> <p>よって、発酵させた食品廃棄物由来の資材は、「食品廃棄物以外の物質が混入していないこと」を条件として、利用可能です。</p>
<p>第4条 一般管理</p>	
<p>「土壌又は植物に」とあるが、菌床やほだ木栽培のきのこ類も対象になるのか。</p>	<p>きのこ栽培も対象です。ご意見を踏まえ、わかりやすい表現ぶりに修正します。</p>
<p>別表1 肥料及び土壌改良資材</p>	
<p>「食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材」には「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」と基準がある。食品廃棄物には食品添加物が含まれていることが多いが、食品衛生法の範囲で安全性は確保されていると思う。より多くの有機廃棄物が利用できるようにすべき。</p> <p>また、「発酵した食品廃棄物」は生ゴミの他に、たとえばビール粕、みそ粕、酒粕、醤油粕などの発酵食品の食品工場由来の廃棄物等も該当し、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」と重複し、どちらの解釈を適用すべきか事業者が迷うことも考えられる。</p>	<p>「食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材」とは、農畜水産物由来の残さや、使用禁止資材を含まない食品の副産物が該当します。有機溶剤による油の抽出を除き、防腐等のための化学的処理をしないことを条件としています。</p> <p>また「発酵した食品廃棄物由来の資材」とは、外食産業及び小売店等から排出された食品廃棄物、すなわち食品として製造されたものの食品として供されず又は、食品として供された後に廃棄されたものが該当します。これらには食品添加物等が含まれることがありますが、肥料等としての製造過程では、食品廃棄物以外の物質を混入させないことを条件に、使用可能です。このことは、有機廃棄物の有効利用に資するものです。</p> <p>以上のとおり区分されていますので、使用禁止資</p>

	材を含まない粕類は「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」として使用可能です。
「バークたい肥」も「植物及びその残さ由来の資材」に該当すると思われるが、別途明示し、その基準に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」を設けているのはなぜか。	「植物及びその残さ由来の資材」は主に農場由来の植物が原材料です。「バークたい肥」は樹皮に家畜の排泄物等を混合したたい肥化したもので、その製造過程で化学合成物の添加がないこと等を示す必要があることから、別途示しています。
海藻堆肥、魚ソリュブル及びコーンステイプリカー資材の原材料は「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」に該当するが、発酵工程においてpH調整資材の使用が不可欠である。このpH調整資材の使用は、化学的に合成された物質の添加にあたるが、pH調整資材には肥料あるいは農薬としての効果はなく、食品製造と同様の濃度での使用である。このような農畜水産物由来の資材の利用は、有機生産の原則に則ったものであることから、このような現場での需要が高い食品廃棄物・残渣由来資材の製造工程でのpH調整資材の使用を可能としてほしい。	「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」は、有機溶剤による油の抽出を除き、化学合成物質の添加を制限しています。なお、pH調整資材としては、「食酢」と「乳酸」をコーデックスガイドラインの資材基準に従って評価し、関係者の意見を踏まえ、原案を示しています。これら以外の資材で、さらに要望があれば、具体的な資材ごとに、同様に資材基準に従って評価を行うこととします。
自家製及び自家製の譲度以外で、一般的な販売品として生産された肥料及び土壌改良資材は、肥料取締法などに基づき届出された資材を使用すべき。	有機農産物の生産での使用であるか、慣行栽培での使用であるかにかかわらず、一般に販売される肥料については登録または届け出し、規格、基準を満たすことなど、関連法令に従う必要があります。
「岩石を粉砕したもの」について、コーデックスガイドラインでは基準はないが、岩石は天然物質であるので、微量の重金属を含有することがあり得る。それが土壌等を汚染するかどうか、逆に作物にとって有益であるかの判断は難しいが、たとえば天然りん鉱石でカドミウムの基準を設けているのと同様に基準値を設定すべきである。	「岩石を粉砕した」資材は、微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合にのみ使用されるものです。含有する有害物質がどの程度であれば土壌等を汚染するかについて判断することは困難ですが、土壌汚染とはどのような場合を指すのかについては、Q&Aで示すこととします。
収穫後の浮揚剤としてスルホン酸リグニンの使用を許可してほしい。	コーデックスガイドラインでは認められていません。また、スルホン酸リグニンは木材からの抽出工程が化学的処理に該当することから、収穫後の浮揚剤としては使用できません。なお、今回の改正原案では、やむを得ないものとして、肥料の造粒剤及び固結防止剤としての場合に限り使用可能としています。
炭酸カルシウム、天然岩石など添加物	炭酸カルシウムは現行規格でも使用可能です。ま

<p>を加えない天然物は使用資材に是非加えるべき。</p>	<p>た、天然岩石については、ご意見を踏まえ、土壌等への汚染を考慮することを基準として、原案のとおりとします。</p>
<p>貝化石肥料を「削る」とあるが、①原材料は天然の貝化石である、②化学的処理をしていない、③化学合成した物質を添加してない、ことから、現行通りとしてほしい。もし、炭酸カルシウムと化学的組成が同一ということであれば、少なくとも炭酸カルシウムの基準欄の括弧内に貝化石と苦土炭酸カルシウムを併記してほしい。</p>	<p>貝化石肥料は現行どおり使用可能です。サンゴ化石への要望があったことと、いずれも炭酸カルシウムを主成分とすることから、炭酸カルシウム肥料とあわせて表記することとし、原案のとおりとします。貝化石肥料の他にもサンゴ化石が使用可能であることについては、Q&Aで示すこととします。</p>
<p>乳酸の基準に「天然物質又は化学的処理を行って天然物質に由来するもの」とあるが、乳酸は一般的に化学的処理で精製されるので、基準を満たす資材はまず入手できないことから、基準を削除してほしい。</p>	<p>原案の基準は、資材検討の中で、化学合成品は不可、との検討会での意見を反映させたものですが、ご指摘を踏まえ、「植物を原料として発酵させたもの」と示すこととします。</p>
<p>食品産業由来のたい肥や合成酢も使用可能としてほしい。もしくは過去の履歴を認めることが望ましい。そのことで有機生産の原則を損ねたり、消費者の信頼を裏切ることにはならないと思うし、国内の生産事情を考慮し、生産者の増加と有機農産物の自給率向上を図ることが必要と考えるから。有機規格は、緩衝地帯の設定を考えれば分かるようにゼロを証明するのではなく現状の環境で有機性が損なわれないよう努力し、対策を講じるという生産者の努力目標を定めたものとする。</p>	<p>食品産業由来のたい肥は、食品廃棄物以外の物質が混入していないものであれば現行規格においても使用可能です。また、合成酢は別表2で示すとおり、食酢品質表示基準の定義を満たすのであれば有害動植物の防除の目的で使用可能です。食酢の定義を満たすものであれば、過去の使用も認められます。別表1の肥料及び土壌改良資材としての使用に関しては、資材検討の中で、化学合成品は不可、との検討会での意見を反映させた原案ですが、ご指摘を踏まえ、別表2と同様の基準とすることを検討します。</p> <p>なお、有機JAS規格では、有機生産の原則に則った生産行程管理を求めていることはご指摘のとおりですが、生産技術や資材等の普及状況など生産の現状と消費者等関係者の意見を踏まえ検討した規格であることから、消費者の信頼を確保するためには、規格で定められた生産基準に従うことが重要であると考えます。</p>
<p>食酢は「ストチュー」（醸造アルコールなどとの混合発酵液）として育苗用土以外に広く有機栽培の現場で利用されており、「育苗用土等のpH調整に使用する場合には限ること」との限定はすべきでないと思う。</p>	<p>前述のとおり、ご意見を踏まえ、育苗用土等のpH調整に限定する基準は外す方向で検討します。</p>
<p>製糖産業の副産物とリグニンが造粒剤として使用可能となることは、環境問題や安定供給の面から賛成である。</p>	<p>関係者の要望を受け、コーデックスガイドラインに照らした上で、消費者等からの意見を踏まえ、これらの資材を追加することを原案としています。</p>

<p>一般的な製糖工程では石灰乳が使用され、化学的処理を行うことから、そのような廃糖蜜は、肥料の造粒剤及び固結防止剤として使用できないのであれば、基準を「リグニン又は廃糖蜜に限り使用することができる」と範囲を拡大してほしい。</p>	<p>前述のとおり、製糖産業の副産物を追加することを原案としています。また、単に混合するのであれば、別表1に示す資材を組み合わせることは可能であり、製糖産業の副産物としての廃糖蜜を肥料の造粒剤及び固結防止剤として使用することは可能です。</p>
<p>製糖産業の副産物で糖蜜が使えるようになるのはありがたい。しかしこの「製糖産業の副産物」でポジ化した場合、製糖産業以外で産出される糖蜜は含まれないこととなる。製糖産業以外で産出された糖蜜も同様に使えるようにしてほしい。</p>	<p>前述のとおり、一般的な製糖産業では化学処理工程があることから、コーデックスガイドラインに準拠して、明示することで原案としています。なお、製糖産業以外で産出される糖蜜は、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」として、その基準を満たせば使用可能です。</p>
<p>資材散布の効率性から多くの有機肥料や土壌改良材が粒状に加工処理されていることから、造粒剤及び固結防止剤を糖蜜とリグニンだけに限定すべきでない。</p>	<p>コーデックスガイドラインの資材追加基準には、物理的、酵素又は微生物以外の処理を受けていないこと、これら以外に方法がないとき、抽出の媒体や結合材の場合に限り化学的な処理が認められるとあります。リグニンは化学処理を経っていますが、生産現場のニーズと資材の生産状況とこの基準を踏まえて検討会で検討した結果、限定的になら使用可能との意見であったことから原案のとおりとします。</p>
<p>コーデックスガイドラインへの準拠は必要であるが、極端すぎる化学物質・化学的処理の排除は見直すべきである。たとえば、造粒剤や乳化剤のように、資材全体の量に対して極く微量の使用である添加剤等に関しては、もっと制限を緩くしてもよい。ただし農産物に直接散布するものに関してはある程度慎重であるべきと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、コーデックスガイドラインを踏まえ、抽出の媒体や結合材の場合には、それ以外に方法がない場合に限り、化学的な処理を認めることとし、造粒剤としてのリグニンの使用を可能とする原案としました。</p>
<p>「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」とは、「天然物質以外のものが添加されていないこと」を意味するのかわ。「原料がほとんど天然のものであれば原料以外に多少化学的なものを使っても構わない」と解釈される恐れがある。</p>	<p>4条のほ場における肥培管理の項で、別表1の肥料及び土壌改良資材は「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの」であることを明記しています。</p>
<p>「化学的処理を行っていない天然物質」には当然ながら何の処理も施していない天然物質も含まれると解釈できるので、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」という基準は、単純に「化学的処理を行っていない</p>	<p>「天然物質」そのものは「化学処理を行っていない天然物質に由来するもの」とは異なることから、原案のとおりとします。</p>

<p>天然物質に由来するものであること」とした方がよい。</p>	
<p>「その他の肥料及び土壌改良資材」で(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化)は認められており「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」と基準が定められている資材についてもこれらの工程は認められるのか。</p>	<p>現行規格Q&A問92で示しているとおおり、燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化は認めています。</p>
<p>当該資材が使用可能か不可かの判断を容易にするため、たとえば一般的なクエン酸やコーンスターチは化学的処理が行われていることを資材メーカー及び登録認定機関に周知するべきである。</p>	<p>資材の製法は、原料供給や技術普及の状況により変化するもので、資材ごとに判断する必要があります。ただし、一般的な考え方については、Q&Aで示すこととします。</p>
<p>資材の基準の解釈に関しては、メーカー側の理解が不十分なために適切な適合確認が困難なケースが多々あるのが現状である。統一見解となっているものに関しては明文化し、積極的に配布するなどの努力を行うべきである。</p>	<p>前述のとおり、資材の製法は、原料供給や技術普及の状況により変化するもので、資材ごとに判断する必要があります。ただし、一般的な考え方については、Q&Aで示すこととします。</p>
<p>「硫酸苦土肥料」は、肥料登録されている硫酸苦土肥料だけが対象か。あるいは海水又は塩湖の湖水を煮詰めたにがりも該当するのか。</p>	<p>肥料登録は、肥料を一般に販売するために必要なものです。別表1は、有機農産物の生産においてやむを得ない場合に限り、使用できる資材とその基準を示しているのであって、有機生産の原則と資材名が示している成分等の条件が満たされていれば、登録されている資材以外も使用可能です。</p>
<p>「硫酸苦土肥料」の基準は、「にがりを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したもの」とあるが、市販品は少ないと思われる。天然由来ということでは、湖水を原料とする資材もあることから、基準を「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基準を「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」とする方向で検討します。</p>
<p>「硫酸加里」の基準は、「天然鉱石を水洗精製したもの」とあるが市販品は少ない。天然由来ということでは、湖水を原料とする資材もあることから、基準を「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基準を「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」とする方向で検討します。</p>
<p>塩湖から生産した「塩化ナトリウム」も使用可能としてほしい。微量元素の供給として海水そのものをほ場に施用したり、に</p>	<p>ご意見を踏まえ、基準を「海水又は湖水から～」とする方向で検討します。また、海水そのものの使用については、Q&Aで使用可能であることを示す</p>

<p>がりを原材料に用いた資材の使用を要望する。</p>	<p>こととします。</p>
<p>JAS法施行令第10条第1号において使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めたもの（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）以外の資材は、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないとなっている。しかしながら、たとえばマシン油乳剤の有効成分が化学合成されたものは使えないが、どのようなものでも使えると誤解されている場合が多いようである。</p>	<p>告示で明確に示すとともに、Q&Aで資材の基準を説明し、この告示の内容を再掲しているところですが、ご指摘を踏まえ、今後はQ&Aの中で、具体例を挙げてこの告示内容を説明することとします。</p>
<p>別表2 農薬</p>	
<p>農薬は使用限度とほ場残留濃度測定法も併記すべきである。</p>	<p>農薬の使用は、定められた基準に従う必要がありますので、有機農産物JAS規格で使用可能資材であることを確認した後に、当該農薬のラベル等で使用基準を確認してください。また、有機農産物の生産に当たって、ほ場の残留濃度を測定する必要はありませんので、規格には示しません。</p>
<p>NOP基準で許可されている食物病制御のための重炭酸カリウムを許可してほしい。</p>	<p>重炭酸カリウムはコーデックスガイドラインにはないことから、原案のとおりとします。</p>
<p>有機農産物JAS規格の別表2の成分及び特定農薬などを使用するときに、有機加工食品JAS規格の別表1の食品添加物を展着剤として使用しても良いとすべきである。</p>	<p>資材の追加は、コーデックスガイドラインで示すとおり、当該資材が不可欠で、利用可能な技術がない場合に限る等の資材の基準に従い、具体的な資材ごとに検討することとしていますので、原案のとおりとします。</p>
<p>コーデックスガイドライン第4章4.1(b)には、「…各国の関連法令によりその使用がその国の一般農業で使用を禁止されていない限り、植物保護剤…として使用できる」としています。また、表2：植物の病虫害防除用の資材では「タバコを除く天然植物抽出物」（認証団体又は当局による認可が必要）が掲げられています。世界の有機認証機関が認めているニームなどを植物保護剤として追加すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、コーデックスガイドラインでは各国の関連法令を優先することが明記されています。我が国では、農薬は農薬取締法により登録されたもののみが使用可能です。ニームは特定農薬の検討において、現在農薬かどうか判断が保留されている（平成18年6月現在）状況であることから、原案のとおりとします。なお、ニームが特定農薬として指定されることとなった場合には、有機JAS規格の別表2に追加する必要があるか否かを改めて検討します。</p>
<p>植物保護剤でニームを使用することに問題がある場合は、その問題である成分を除去したニームを使用することは可能とすべ</p>	<p>前述のとおり、ニームの特定農薬としての検討に結論が出た後に、改めて検討します。</p>

きである。	
特定農薬に登録されなかった植物抽出エキスなどの防除資材を使用する場合は、特定農薬小委員会などで確定するまでの間は、自己責任で使用してもよいとすべきである。	「病害虫の防除効果を有することが明らかでない」植物抽出エキスは、別表1の「植物及びその残さ由来の資材」として使用可能ですが、防除資材として使用するのであれば、農薬取締法に従う必要があります。
植物保護剤などで、植物から成分を抽出する場合は、最終製品に成分が残留しなければ、化学成分を使用して抽出してよいとすべきである。	コーデックスガイドラインでは、抽出には機械的・物理的处理のみが可能、当該資材が不可欠で、利用可能な技術がない場合に限ると資材の基準を示しています。具体的な資材ごとに、この基準に従い、検討することとしています。
別表3 調製用等資材	
植物油脂には、種子や実から抽出した植物油脂も含まれるとすべきである。	一般に入手可能な植物油脂のほとんどは種子や実から抽出したものですし、植物油脂の原材料に基準は設けていません。
附則	
平成17年10月27日の全部改正時の附則4にあった当分の間の種子又は苗等の経過措置の記載がないが、今回の改正で失効するのか。	ご指摘の附則は、今回、改正しておらず、従って当該附則4の種子又は苗等の経過措置は継続しています。現行のQ&A問136で示すとおり、当分の間とは、次回の定期見直し（平成17年改正の5年後）までの期間を指します。
古紙に由来するマルチ資材は、古紙の原材料に制限があるのか。また、基準で示している「製造工程」とは、最終の商品の生産に該当する行程のことか。	主に段ボール古紙を原材料とした脱墨パルプを使用した資材を想定しています。また、基準に示している「製造工程」とは、原材料の古紙を最終製品の農業資材にまで加工する行程を指します。
種子が帯状に封入された農業用資材について、種類は問わないのか。また、帯状ではなくシート状の資材の利用は可能か。	種子が帯状に封入された農業用資材について、現状では天然素材に限定したものを入手することは困難な状況です。このため、暫定的に3年間に限り素材を問わずその使用を認め、期間終了までに技術普及の状況と資材の入手可能性を勘案し、適合性判定を再度行うこととしています。 また、形状は種子を封入するために必要な幅の帯状の資材に限定しており、マルチ資材を兼ねるようなシート状の資材は該当しません。
生分解性マルチも一般管理で使えるようにしてほしい。理由は次のとおりである。 ①長年生分解性マルチを使っても土壤に与	関係者からの要望を踏まえ、生分解性プラスチックを含めたマルチ資材の使用について、消費者を含む関係者による検討を行いました。合意が得られ

<p>える影響はほとんどないとする試験データが存在する。②通常のビニールマルチを廃棄することは環境にとって決してよいとは言えない。③収穫後にビニールマルチを剥ぎ取る労力は大変なものである。そこにかける労力を生分解性マルチを使うことによって軽減させ、それによって生まれた時間を本来の土作りに活用するようにすることが有機農産物の生産拡大・安定生産につながっていくことと考える。</p>	<p>たのは古紙に由来するマルチ資材のみでした。ただし、その使用も、暫定的に3年間に限ることとし、今後の技術開発状況と、これらの資材の環境への影響評価等を勘案し、適合性判定を再度行うこととしています。よって、原案のとおりとします。</p>
<p>エチレンをバナナに使用することについては問題提起されていないのに、キウイフルーツへの使用には経過措置で3年間に限定している。エチレンは、バナナへの使用には安全で、キウイフルーツへの使用には安全性に疑問があるか。エチレンのバナナへの使用を認めるのであれば、キウイフルーツへの使用も同様に認めるべき。</p>	<p>キウイフルーツへのエチレン使用に安全性の疑問があるのではありません。有機食品の生産に使用可能な資材について、コーデックスガイドラインでは、当該資材に頼らなければ品質を保持できないこと、他の利用可能な技術がないこと等の基準を示しています。キウイフルーツの追熟については、品種の選定と品種特性に応じた低温貯蔵期間の確保によりエチレン処理は不要との知見があるものの、これらの技術等は十分に普及していない現状を鑑み、暫定的に3年間に限り使用を認め、期間終了までにエチレンを使用しない技術の普及等を勘案し、再度検討することとしています。</p>
<p>その他</p>	
<p>農薬のポジティブリスト制度が開始され、農薬使用上の注意点として近隣ほ場へドリフトしない措置を講ずるように通達が出ているようですが、有機ほ場に対する配慮が記述されていないのはなぜですか。航空防除については平成16年4月20日付け消費・安全局長通知「農林水産航空事業実施ガイドライン」にて有機ほ場への配慮を示しています。</p> <p>汚染があった場合、汚染させた者に責任があると考えます。また、有機JAS認定のほ場において、「周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じてい」たとしても、たまたま強風などの影響その他で有機ほ場の農産物が近接ほ場での使用禁止資材使用等により汚染</p>	<p>ポジティブリスト制度の施行に向けて、農林水産省では、「農薬の飛散による周辺農地への影響防止対策」（平成17年12月20日付け、消費安全局長、生産局長、経営局長連名通知）の発出、パンフレットの作製、配布等により、飛散に注意するようくり返し指導を行ってきたところです。これらの指導については、有機ほ場を含む全てのほ場を対象に行っているところです。</p> <p>また、農薬等は使用者が責任をもって使用する必要があることから、使用禁止資材による汚染があった場合は、使用者の責任と考えられます。ただし、汚染があった農産物に有機格付を行わないことについては、認定事業者が責任をもって実施する必要があります。</p> <p>食品安全に対する要望の高まりを受け、農薬等の残留や遺伝子組換え生物の混入についてモニタリン</p>

した場合、認定事業者の責任になるのですか、それとも使用者の責任になるのですか。一方的に認定事業者のみ責任を負わせることは社会通念上も好ましくありません。有機JAS認定事業者の農産物に汚染が見つかった場合のことを大変不安に感じています。至急適切な処置がされることを要望します。

グや自主検査を行う機会も増えています。有機JAS規格は生産行程管理の規格であることから、このような化学分析を求めています。万が一に備え、周辺ほ場での防除計画を確認し、ドリフト防止を図るだけでなく、汚染があった場合の対応や賠償範囲について、認定事業者及びその周辺ほ場の生産者双方においてあらかじめ話し合い整理しておくことが適切です。

パブリックコメント等募集結果

(有機加工食品の日本農林規格の改正案)

1 パブリック・コメント（募集期間：H18.4.5～H18.5.13）

(1) 受付件数

認定機関	3件
農業	1件
食品会社	1件
団体	1件
その他	1件

合計	7件
----	----

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント（募集期間：H18.6.26～H18.8.21）

(1) 受付件数：2件

中国及び米国からコメントがあり、以下により回答予定。

(2) コメントの内容

○中国

定義の明確化を求める旨の意見があった。

また、有機原料が95%未満の加工食品の表示について質問があり、これは規格の対象外である旨回答する予定。

○米国

一般飲食物添加物の明確化等について質問があり、食品衛生法で認められている食品添加物の区分である旨の回答等をする予定。

(別紙)

有機加工食品の日本農林規格の改正案に対する意見・情報

御意見の概要	当省の考え方(案)
第3条 定義	
<p>「有機加工食品」は、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める有機農産物及び有機畜産物の重量の割合が95%以上としているが、加工度の高い有機加工食品を原材料としている場合、その算出が難しくなる。その大本の原料となる有機農産物及び有機畜産物まで遡って算出する必要があるのか。</p>	<p>有機加工食品の原材料には、最大で5%の非有機原料が使用されていることから、有機加工食品を当該製品の配合材料として使用し、さらに5%の非有機原料を配合した場合、最終製品に含まれる非有機原料が5%を超えることとなります。よって、原材料まで遡って、使用割合を算出する必要があります。</p> <p>なお、有機加工食品は格付された有機原料を使用することから、それぞれの原材料を遡って確認することは可能と考えます。</p>
<p>「有機農産物加工食品」の原材料に掲げられている「その加工品」とは、具体的に何を示すのか。格付された有機農産物加工食品のことか。</p> <p>「有機畜産物加工食品」の原材料に掲げられている「その加工品」とは、具体的に何を示すのか。格付された有機畜産物加工食品のことか。</p>	<p>有機飼料のJAS規格と書きぶりの整合性をとるため、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く)の重量に占める、有機農産物加工食品にあつては有機農産物由来以外の原材料が5%以下、有機畜産物加工食品にあつては有機畜産物由来以外の原材料が5%以下であることとします。</p>
第4条 原材料	
<p>有機格付されたものを一般飲食物添加物として使用する場合は、有機原料としてカウントすべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、有機格付された一般飲食物添加物は、有機原料としてカウントすることとし、Q&Aで示します。</p>
<p>原材料は、格付の表示が付されているものに限っている。有機JAS基準と同等の制度を有すると認められた国において、その国の制度に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、格付表示がなくても、証明書等をもって原材料として使用できるようにしてほしい。</p>	<p>有機JAS制度と同等の制度を有すると認められた国において、その国の制度に基づき認定を受けた有機農産物等で当該国政府等の証明書が添付されたものを国内で販売するためには、認定輸入業者が有機JASマークを貼付する必要があります。</p> <p>ただし、製造業者が有機JASの認定輸入業者となれば、同等国からの輸入有機農産物等について、有機JAS規格と同等の農産物等であ</p>

	<p>ることが当該国政府等から入手した証明書や管理記録をもって確認できるので、自ら有機食品を製造するために原材料として用いるものについては有機 J A S マークの貼付作業を省略し、それらを原材料として使用することを可能とし、その旨を Q & A で示します。</p>
<p>これまでは、寒天やこんにゃくの着色用海藻類等を食品添加物として使用して製造してきた有機加工食品のうち、これらの食品添加物の使用割合が5%を超えることで有機加工食品と認められなくなるのは困る。</p>	<p>アンケート調査や検討会の中で消費者の意見をお聞きしましたが、コーデックスガイドラインや諸外国の実態を踏まえ、有機 J A S 規格でも食品添加物を非有機材料として計算すべき、着色目的で海藻類を使用する必要はない等の意見でした。</p> <p>ただし、一部の製造業者においては、これまでどおり有機加工食品の格付を行うため、製造方法や原料等を見直すのに一定の期間が必要と見込まれることから、施行後1年間の経過措置を設けることとしています。</p>
<p>第4条 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理</p>	
<p>4項で「病原菌の除去」を削除する理由は、衛生の目的と重複するからか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>別表1</p>	
<p>有機漬物を製造販売しているが、「茄子」の色止め（発色）に添加物を使用できないので茄子の外観が悪くて発売できない。「硫酸アルミニウムカリウム」（ミョウバン）の使用を認めて欲しい。</p>	<p>コーデックスガイドラインにおいて農産物等の製造・加工に使用することが認められている食品添加物ではないことを踏まえ、原案のとおりとします。</p>
<p>乳酸は、農産物加工品では野菜の加工品に使用する場合に限定しているが、穀類にも使用可能として欲しい。有機加工酒類のガイドラインや、IFOAM基準物質リストでは使用可能である。有機加工酒類として日本酒は認証（ガイドラインにおける独自</p>	<p>コーデックスガイドラインにおいて農産物加工品では野菜の加工品に限定して使用することが認められている食品添加物であることを踏まえ、原案のとおりとします。</p>

<p>認証) されても、その酒粕は有機加工食品として認定ができない。日本酒は、米を原料としその発酵工程で乳酸を使用するのが一般的である。</p>	
<p>別表1の一般飲食物添加物は、有機原料と同一の種類 of 農畜産物や加工食品が使用されることを避けるために、表の基準欄にその旨を明記した方がいい。</p>	<p>有機原料としてカウントする一般飲食物添加物については、第4条原材料の基準欄で示しているとおり、原材料として使用した有機原料と同一の種類 of 農畜産物は使用できないことをQ&Aで示します。</p>
<p>JECFAによる食品添加物の評価結果でADIを特定しない(No specified)とされ、日本の規制で一般とされている食品添加物は使用できるとするべきである。</p>	<p>有機食品に使用可能な食品添加物は、当該食品添加物とその有機加工食品の製造に不可欠であり、他に代替品がない場合等の条件を満たすことが求められます。よって、ADIを特定せず、一定の安全性が評価されている食品添加物の全てを使用できるとすることはできません。</p>
<p>食品添加物の中には、食品に近い状況で原料として使用されているものがあるが、日本の規制で一般とされているものは食品の範囲で使用できるとするべきである。</p>	<p>一般飲食物添加物は、使用できる食品添加物として別表1に追加することを原案で示しています。</p>
<p>現行ではカゼイン及びゼラチンは「農産物の加工品に使用する場合には限ること。」と基準があるが、一般飲食物添加物を追加し、カゼイン、ゼラチンなどが削除されることによって、対象加工品の基準も削除されるのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、一般飲食物添加物を追加する一方で、基準が示されているカゼイン、ゼラチン、エタノールは現行どおりの基準とします。</p>

パブリックコメント等募集結果

(有機飼料の日本農林規格の改正案)

1 パブリック・コメント (募集期間 : H18. 4. 5~H18. 5. 13)

(1) 受付件数

サービス業	1 件
認定機関	1 件
その他	1 件

合計	3 件
----	-----

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO 通報によるコメント (募集期間 : H18. 6. 26~H18. 8. 21)

受付件数

なし

(別紙)

有機飼料の日本農林規格の改正案に対する意見・情報

御意見の概要	当省の考え方(案)
第3条 定義	
<p>「有機飼料」の定義は、「省略～の割合が5%以下であるものをいう。」としているが、有機加工食品の規格と同じ書きぶり「省略～の割合が95%以上であるものをいう。」にした方がわかりやすい。</p>	<p>規格の書きぶりは、適切な法令用語を用いて、わかりやすい表現ぶりとするに努めます。</p>
第4条 原材料	
<p>有機畜産自家生産飼料として、製材所などで発生するノコギリクズなどを利用し、発酵飼料を作り、家きんに与えたい。防除などが行なわれていない樹木を使用したノコギリクズなどで生産した発酵飼料は使用できるとすべき。</p>	<p>ノコギリクズは一般的に給与される飼料ではありませんし、飼料としての安全性や栄養価なども評価されていません。よって、このような飼料として一般的に認知されていないものについて、規格の中で認めることはできません。</p>
第5条 有機飼料の表示の基準	
<p>海外で生産される有機飼料についても、格付表示を「有機飼料」とすることは、海外生産者・輸出業者にとって表示の間違いを起こしやすく、また、海外で有機飼料を使用して有機畜産を目指す生産者にとっても間違いが起こりやすい。＜有機飼料＞と＜ORGANIC FEED＞表示を選択できるようにすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、海外で生産される有機飼料については、有機飼料のJASマークが貼付されているのであれば、名称の表示については、＜有機飼料＞と＜ORGANIC FEED＞を選択できることをQ&Aにおいて示します。</p>

パブリックコメント等募集結果

(有機畜産物の日本農林規格の改正案)

1 パブリック・コメント (募集期間 : H18. 4. 5~H18. 5. 13)

(1) 受付件数

生産組合	1 件
消費団体	1 件

合計	2 件
----	-----

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント (募集期間 : H18. 6. 26~H18. 8. 21)

受付件数

なし

(別紙)

有機畜産物の日本農林規格の改正案に対する意見・情報

御意見の概要	当省の考え方(案)
第3条 定義	
<p>辞典で調べると、「と畜」は家畜を処理する施設、「と殺」は食肉にするために家畜を処理することとあります。よって、この場合は「と殺」が正しい使い方であると思いますが、きつく、いやな感じに聞こえます。ひらがなで書いてはどうですか。</p>	<p>規格の書きぶりは、適切な法令用語を用いて、わかりやすい表現ぶりとするに努めます。</p>
第4条 生産の方法についての基準	
<p>野外への放牧を行うとありますが、当地では平地がなく、豚舎を建てるのがやっとなら放牧までの管理が出来ません。JASの基準としてすべてが揃わないと不相当でしょうか。</p>	<p>通年放牧が困難な、日本の多くの畜産農家の実態を考慮して、週2回以上の野外の飼育場への放牧を要件としています。また、豚の場合、放牧地はその表面を掘り起こすことができること、家畜1頭あたりの面積が基準を満たすこと等の家畜の行動学的要求に配慮した条件はありますが、平地である必要はありません。</p> <p>有機畜産物の認定を受けるためには、そのほかにも畜舎の面積や健康管理の方法など、すべて有機畜産物のJAS規格の基準を満たす必要がありますが、前述のとおり、日本の畜産農家に配慮した上で、有機畜産物の生産の原則にしたがった生産管理を求めた規格としています。</p>